

福島第二原子力発電所

1号，2号，3号及び4号炉

廃止措置対象施設，解体対象施設

の考え方について

令和2年6月

東京電力ホールディングス株式会社

目 次

1.	はじめに.....	- 1 -
2.	基本的な考え方.....	- 1 -
3.	廃止措置計画認可申請書記載の考え方.....	- 1 -
3.1.	廃止措置対象施設	- 1 -
3.2.	解体対象施設の範囲	- 2 -
3.3.	廃止措置の終了確認について	- 3 -
第1図	廃止措置対象施設と解体対象施設の関係.....	- 4 -
第1表	1号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設.....	- 5 -
第2表	2号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設.....	- 10 -
第3表	3号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設.....	- 15 -
第4表	4号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設.....	- 20 -

1. はじめに

本資料は、廃止措置計画認可申請書の「四 廃止措置対象施設及びその敷地」（以下「本文四」という。）に記載した廃止措置対象施設及び「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」（以下「本文五」という。）に記載した解体対象施設の選定の考え方について説明する。

2. 基本的な考え方

原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可（以下「設置許可」という。）を受けた発電用原子炉施設は、廃止措置計画に基づき廃止措置を行い、廃止措置の終了した結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて原子力規制委員会の確認（以下「終了確認」という。）を受けたとき、設置許可の効力を失うこととなる。

このため、廃止措置計画認可申請書の廃止措置対象施設は、設置許可された発電用原子炉施設を対象とする。

3. 廃止措置計画認可申請書記載の考え方

廃止措置対象施設及び解体対象施設の廃止措置計画認可申請書への記載の考え方を以下に示す。

また、廃止措置対象施設、解体対象施設、性能維持施設の関係を第1図に示す。

3.1. 廃止措置対象施設

(1) 廃止措置対象施設の法令上の定義

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）において、廃止措置対象施設は次のとおり定義されている。

(実用炉規則)

(定義)

第二条第二項第十号

「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設をいう。

(2) 廃止措置対象施設の審査基準における要求

「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」（以下「審査基準」という。）では、廃止措置対象施設について、「解体する原子炉施設については、対象原子炉施設に係る設置の許可がなされたところにより、廃止措置対象施設の範囲を特定する」こととされている。

(3) 廃止措置対象施設の範囲

上記（1）、（2）を踏まえ、廃止措置対象施設の範囲は、福島第二原子力発電所の1号、2号、3号及び4号炉の設置許可がなされた発電用原子炉及びその附属施設の全てとする。

3.2. 解体対象施設の範囲

1号、2号、3号及び4号炉の廃止措置計画認可申請書における解体の対象となる施設は、1号、2号、3号及び4号炉全てを同時に廃止措置にすることから、廃止措置対象施設（各号炉との共用施設含む。）全てとする。

ただし、放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋（家）、地下構造物及び建屋（家）基礎については、解体の対象から除くものとする。

1号、2号、3号及び4号炉各号炉の廃止措置対象施設及び解体対象施設を第1表～第4表に示す。

燃料集合体を除くこれらの解体の方法等については、廃止措置計画認可申請書「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に示す。また、燃料集合体の取扱いについては、廃止措置計画認可申請書「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に示す。

廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設については、廃止措置計画認可申請書「本文六 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」「添付資料六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す。

3.3. 廃止措置の終了確認について

実用炉規則第二百一条の廃止措置の終了確認の基準の一つに、「廃止措置対象施設の放射線障害防止の措置が不要であること」が規定されている。

(実用炉規則)

(廃止措置の終了確認の基準)

第二百一条

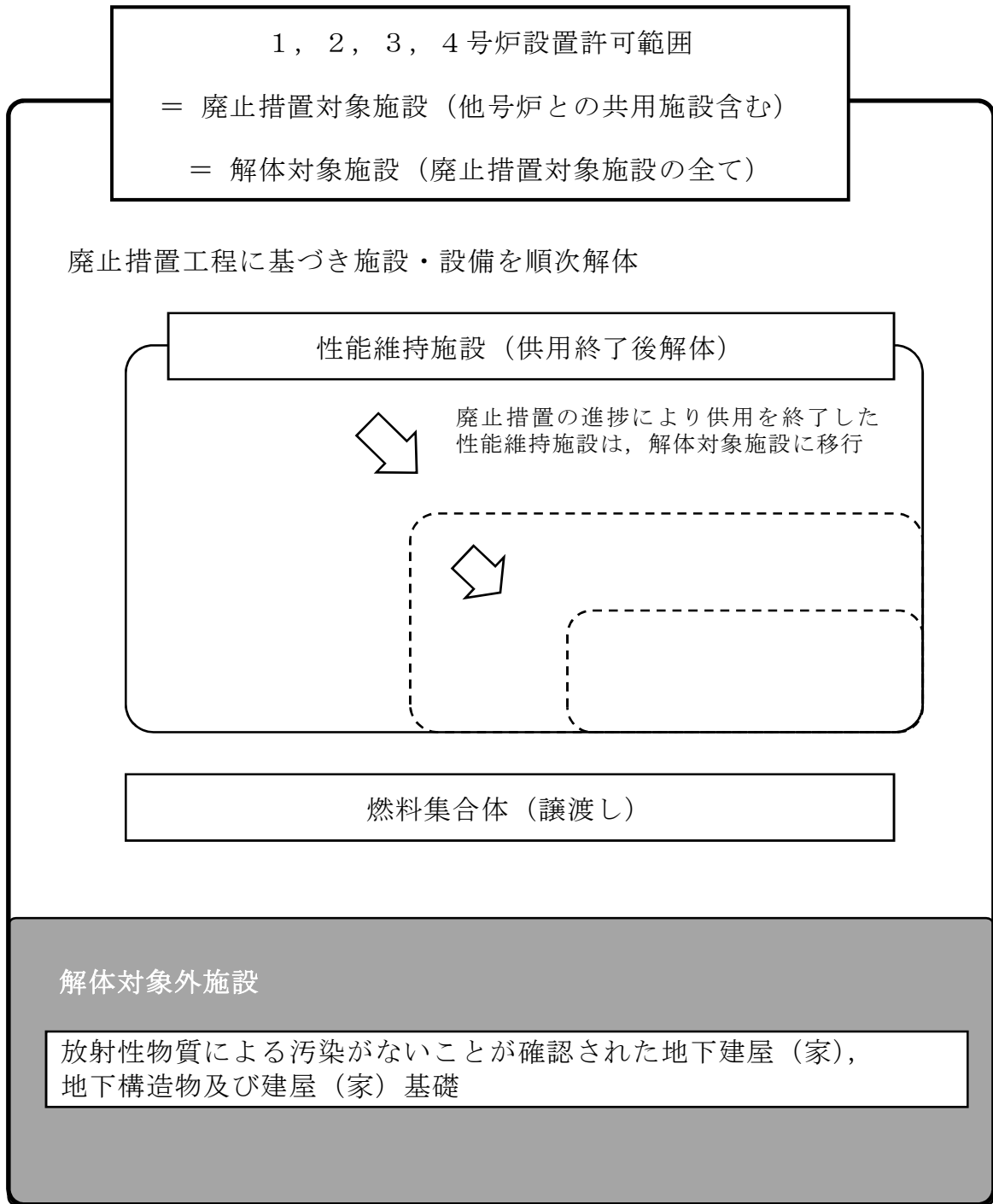
法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(略)

二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

1号、2号、3号及び4号炉の廃止措置終了確認時においては、放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋（家）、地下構造物及び建屋（家）基礎は残存しているが、放射線による障害の防止の措置が必要とされない状況であることから、終了確認の基準を満足することになり、1号、2号、3号及び4号炉の廃止措置は終了できる。

以上



第1図 廃止措置対象施設と解体対象施設の関係

第1表 1号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(1/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	○	○
		ジェット・ポンプ	○	○
		気水分離器	○	○
		蒸気乾燥器	○	○
	燃料体	燃料集合体	○	○
	原子炉容器	原子炉容器（原子炉圧力容器）	○	○
	放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	○	○
原子炉格納容器外周の壁		○	○	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機※ ¹	○	○
		原子炉建家クレーン※ ¹	○	○
		キャスク除染装置※ ¹	○	○
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵施設	○	○
		使用済燃料貯蔵設備※ ¹	○	○
		復水貯蔵タンク	○	○
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系	○	○
		原子炉冷却材浄化系	○	○
		主蒸気系	○	○
		タービン	○	○
		復水器	○	○
		復水ポンプ	○	○
		復水浄化系	○	○
		給水加熱器	○	○
		給水ポンプ	○	○
		タービン・バイパス系	○	○
		循環水系	○	○
	非常用冷却設備	高圧炉心スプレイ系	○	○
		低圧炉心スプレイ系	○	○
		低圧注水系	○	○
		自動減圧系	○	○
	その他の主要な事項	残留熱除去系	○	○
		原子炉隔離時冷却系	○	○

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：1号及び2号炉共用

※3：1号及び2号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建家，地下構造物及び建家基礎を除く。

燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第1表 1号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(2/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
計測制御系統施設	計装	核計装	○	○
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動用冷却材圧力などの計装装置)	○	○
	安全保護回路	原子炉停止回路	○	○
		その他の主要な安全保護回路 (安全保護補助回路, 制御棒引抜阻止回路, 警報回路)	○	○
	制御設備	制御材	○	○
		制御材駆動設備	○	○
	非常用制御設備	ほう酸水注入系	○	○
	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	○	○
		再循環流量制御	○	○
		圧力制御装置	○	○
		選択制御棒そう入機構	○	○
		中央制御室	○	○
		中央制御室外原子炉停止装置	○	○

※1 : 1号, 2号, 3号及び4号炉共用

※2 : 1号及び2号炉共用

※3 : 1号及び2号炉一部共用

※4 : 1号, 2号, 3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建家, 地下構造物及び建家基礎を除く。
燃料集合体は, 再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第1表 1号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(3/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器	○	○
		再結合器	○	○
		減衰管	○	○
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	○	○
		排気筒	○	○
	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}	○	○
		高電導度廃液系 ^{※4}	○	○
		洗濯廃液系 ^{※1}	○	○
		除染廃液系 ^{※4}	○	○
		シャワ・ドレン系 ^{※3}	○	○
		油ドレン系 ^{※4}	○	○
	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}	○	○
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}	○	○
		原子炉冷却材浄化系受けタンク	○	○
		燃料プール冷却浄化系受けタンク	○	○
		復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}	○	○
		復水浄化系受けタンク	○	○
		濃縮廃液タンク ^{※1}	○	○
		濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}	○	○
		サイトバンカ ^{※1}	○	○
		固化装置 ^{※1}	○	○
		減容装置 ^{※1}	○	○
		減容装置	○	○
乾燥装置 ^{※1}	○	○		
雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}	○	○		
固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}	○	○		

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：1号及び2号炉共用

※3：1号及び2号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建家，地下構造物及び建家基礎を除く。
燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第1表 1号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(4/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備※ ^{3, 4}	○	○
		試料分析関係設備※ ¹	○	○
		出入管理関係設備※ ²	○	○
		個人管理用測定設備及び測定機器※ ¹	○	○
		放射線計測器の校正設備※ ²	○	○
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	○	○
		廃棄物処理建家換気空調系排気筒モニタ※ ¹	○	○
		焼却設備排ガスモニタ※ ¹	○	○
		サイトバンカ建屋排気モニタ※ ¹	○	○
		液体廃棄物処理系排水モニタ※ ²	○	○
		気象観測設備※ ¹	○	○
		敷地内及び敷地外固定モニタ※ ¹	○	○
	放射能観測車※ ¹	○	○	
原子炉格納施設	格納容器	格納容器	○	○
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系	○	○
		ドライウエル内ガス冷却装置	○	○
		格納容器スプレイ冷却系	○	○
		原子炉建家原子炉棟	○	○
		原子炉建家原子炉棟換気空調系	○	○
		非常用ガス処理系	○	○
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統※ ¹	○	○
		ディーゼル発電機	○	○
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	○	○
		蓄電池	○	○
	その他の主要な事項	サプレッション・プール水サージタンク※ ¹	○	○
		タービン建家換気空調系	○	○
		廃棄物処理建家換気空調系※ ^{2, 4}	○	○
		使用済燃料輸送容器（キャスク）保管建屋※ ¹	○	○

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：1号及び2号炉共用

※3：1号及び2号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建家，地下構造物及び建家基礎を除く。
燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第1表 1号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(5/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
その他主要施設	建物及び構築物	原子炉建家付属棟	○	○
		タービン建家	○	○
		コントロール建家※ ²	○	○
		サービス建家※ ²	○	○
		廃棄物処理建屋※ ²	○	○
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家	○	○
		サイトバンカ建屋※ ¹	○	○
	発電所補助系	給水処理系※ ¹	○	○
		中央制御室換気空調系	○	○
		原子炉建家付属棟廃棄物受けタンク室換気空調系	○	○
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家換気空調系	○	○
		サイトバンカ建屋換気空調系※ ¹	○	○
		消火装置※ ⁴	○	○
		圧縮空気系	○	○
		所内ボイラ※ ¹	○	○
		原子炉補機冷却系	○	○
		タービン補機冷却系	○	○
		廃棄物処理補機冷却系※ ²	○	○
		非常用ディーゼル発電設備冷却系	○	○
		残留熱除去機器冷却系	○	○
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系	○	○

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：1号及び2号炉共用

※3：1号及び2号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建家，地下構造物及び建家基礎を除く。
燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第2表 2号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(1/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	○	○
		ジェット・ポンプ	○	○
		気水分離器	○	○
		蒸気乾燥器	○	○
	燃料体	燃料集合体	○	○
	原子炉容器	原子炉容器（原子炉圧力容器）	○	○
	放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	○	○
原子炉格納容器外周の壁		○	○	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機※ ¹	○	○
		原子炉建屋クレーン※ ¹	○	○
		キャスク除染装置※ ¹	○	○
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	○	○
		使用済燃料貯蔵設備※ ¹	○	○
		復水貯蔵タンク	○	○
原子炉冷却系統施設	一次冷却設備	冷却材再循環系	○	○
		主蒸気系	○	○
		蒸気タービン	○	○
		復水器	○	○
		復水ポンプ	○	○
		復水浄化系	○	○
		給水加熱器	○	○
		給水ポンプ	○	○
		タービン・バイパス系	○	○
		循環水系	○	○
	非常用冷却設備	低圧炉心スプレイ系	○	○
		低圧注水系	○	○
		高圧炉心スプレイ系	○	○
		自動減圧系	○	○
	その他の主要な事項	残留熱除去系	○	○
		原子炉隔離時冷却系	○	○
原子炉冷却材浄化系		○	○	

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：1号及び2号炉共用

※3：1号及び2号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋，地下構造物及び建屋基礎を除く。

燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第2表 2号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(2/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
計測制御系統施設	計装	核計装	○	○
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 冷却材再循環流量, 給水流量, 主蒸気流量, 制御棒駆動水圧などの計測装置)	○	○
	安全保護回路	原子炉停止回路	○	○
		その他の主要な安全保護回路 (安全保護補助回路, 制御棒引抜阻止回路, 警報回路)	○	○
	制御設備	制御材	○	○
		制御材駆動設備	○	○
	非常用制御設備	ほう酸水注入系	○	○
	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	○	○
		冷却材再循環流量制御	○	○
		圧力制御装置	○	○
		選択制御棒そう入機構	○	○
		中央制御室	○	○
		中央制御室外原子炉停止装置	○	○

※1 : 1号, 2号, 3号及び4号炉共用

※2 : 1号及び2号炉共用

※3 : 1号及び2号炉一部共用

※4 : 1号, 2号, 3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋, 地下構造物及び建屋基礎を除く。
燃料集合体は, 再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第2表 2号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(3/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器	○	○
		再結合器	○	○
		減衰管	○	○
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	○	○
		主排気筒	○	○
	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}	○	○
		高電導度廃液系 ^{※4}	○	○
		洗濯廃液系 ^{※1}	○	○
		除染廃液系 ^{※4}	○	○
		シャワ・ドレン系 ^{※3}	○	○
		油ドレン系 ^{※4}	○	○
	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}	○	○
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}	○	○
		原子炉冷却材浄化系受けタンク	○	○
		燃料プール冷却浄化系受けタンク	○	○
		復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}	○	○
		復水浄化系受けタンク	○	○
		濃縮廃液タンク ^{※1}	○	○
		濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}	○	○
		サイトバンカ ^{※1}	○	○
		固化装置 ^{※1}	○	○
		減容装置 ^{※1}	○	○
	減容装置	○	○	
乾燥装置 ^{※1}	○	○		
雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}	○	○		
固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}	○	○		

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：1号及び2号炉共用

※3：1号及び2号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋，地下構造物及び建屋基礎を除く。
燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第2表 2号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(4/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備 ^{※2}	○	○
		試料分析関係設備 ^{※1}	○	○
		放射線監視設備 ^{※3, 4}	○	○
		個人管理用測定設備及び測定機器 ^{※1}	○	○
		放射線計測器の校正設備 ^{※2}	○	○
	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ	○	○
		廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ ^{※1}	○	○
		焼却設備排ガスモニタ ^{※1}	○	○
		サイトバンカ建屋排気モニタ ^{※1}	○	○
		液体廃棄物処理系排水モニタ ^{※2}	○	○
		気象観測設備 ^{※1}	○	○
		敷地内及び敷地外固定モニタ ^{※1}	○	○
	放射能観測車 ^{※1}	○	○	
原子炉格納施設	原子炉格納容器	原子炉格納容器	○	○
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系	○	○
		ドライウェル内ガス冷却装置	○	○
		格納容器スプレイ冷却系	○	○
		原子炉建屋原子炉棟	○	○
非常用ガス処理系	○	○		
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※1}	○	○
		非常用ディーゼル発電機	○	○
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	○	○
		蓄電池	○	○
	その他の主要な事項	サプレッション・プール水サージタンク ^{※1}	○	○
		原子炉建屋原子炉棟換気空調系	○	○
		原子炉建屋付属棟換気空調系	○	○
		タービン建屋換気空調系	○	○
		廃棄物処理建屋換気空調系 ^{※2, 4}	○	○
使用済燃料輸送容器（キャスク）保管建屋 ^{※1}	○	○		

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：1号及び2号炉共用

※3：1号及び2号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋，地下構造物及び建屋基礎を除く。

燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第2表 2号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(5/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
その他主要施設	建物及び構築物	原子炉建屋付属棟	○	○
		タービン建屋	○	○
		コントロール建屋 ^{※2}	○	○
		サービス建屋 ^{※2}	○	○
		廃棄物処理建屋 ^{※2}	○	○
		サイトバンカ建屋 ^{※1}	○	○
	発電所補助系	給水処理設備 ^{※1}	○	○
		補給水系	○	○
		原子炉補機冷却系	○	○
		タービン補機冷却系	○	○
		廃棄物処理補機冷却系 ^{※2}	○	○
		非常用ディーゼル発電設備冷却系	○	○
		残留熱除去機器冷却系	○	○
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系	○	○
		中央制御室換気空調系	○	○
		サイトバンカ建屋換気空調系 ^{※1}	○	○
		所内ボイラ ^{※1}	○	○
		圧縮空気系	○	○
		試料採取系	○	○
		消火系 ^{※4}	○	○

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：1号及び2号炉共用

※3：1号及び2号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋，地下構造物及び建屋基礎を除く。

燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第3表 3号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(1/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	○	○
		ジェット・ポンプ	○	○
		気水分離器	○	○
		蒸気乾燥器	○	○
	燃料体	燃料集合体	○	○
	原子炉容器	原子炉容器（原子炉圧力容器）	○	○
	放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	○	○
原子炉格納容器外周の壁		○	○	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機※ ¹	○	○
		原子炉建屋クレーン※ ¹	○	○
		キャスク除染装置※ ¹	○	○
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	○	○
		使用済燃料貯蔵設備※ ¹	○	○
		復水貯蔵タンク	○	○
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系	○	○
		主蒸気系	○	○
		蒸気タービン	○	○
		復水器	○	○
		復水ポンプ	○	○
		復水浄化系	○	○
		給水加熱器	○	○
		給水ポンプ	○	○
		タービン・バイパス系	○	○
		循環水系	○	○
	非常用冷却設備	低圧炉心スプレイ系	○	○
		低圧注水系	○	○
		高圧炉心スプレイ系	○	○
		自動減圧系	○	○
	その他の主要な事項	残留熱除去系	○	○
		原子炉隔離時冷却系	○	○
		原子炉冷却材浄化系	○	○

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：3号及び4号炉共用

※3：3号及び4号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋，地下構造物及び建屋基礎を除く。

燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第3表 3号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(2/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
計測制御システム施設	計装	核計装	○	○
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 冷却材再循環流量, 給水流量, 主蒸気流量, 制御棒駆動水圧等の計測装置)	○	○
	安全保護回路	原子炉停止回路	○	○
		その他の主要な安全保護回路 (安全保護補助回路, 制御棒引抜阻止回路, 警報回路)	○	○
	制御設備	制御材	○	○
		制御材駆動設備	○	○
	非常用制御設備	ほう酸水注入系	○	○
	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	○	○
		冷却材再循環流量制御	○	○
		圧力制御装置	○	○
		選択制御棒そう入機構	○	○
		中央制御室	○	○
		中央制御室外原子炉停止装置	○	○

※1 : 1号, 2号, 3号及び4号炉共用

※2 : 3号及び4号炉共用

※3 : 3号及び4号炉一部共用

※4 : 1号, 2号, 3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋, 地下構造物及び建屋基礎を除く。
燃料集合体は, 再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第3表 3号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(3/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器	○	○
		再結合器	○	○
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	○	○
		主排気筒	○	○
	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}	○	○
		高電導度廃液系 ^{※4}	○	○
		洗濯廃液系 ^{※1}	○	○
		除染廃液系 ^{※4}	○	○
		シャワ・ドレン系 ^{※3}	○	○
		油ドレン系 ^{※4}	○	○
	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}	○	○
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}	○	○
		原子炉冷却材浄化系受けタンク	○	○
		燃料プール冷却浄化系受けタンク	○	○
		復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}	○	○
		復水浄化系受けタンク	○	○
		濃縮廃液タンク ^{※1}	○	○
		濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}	○	○
		サイトバンカ ^{※1}	○	○
		固化装置 ^{※1}	○	○
減容装置 ^{※1}	○	○		
減容装置	○	○		
乾燥装置 ^{※1}	○	○		
雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}	○	○		
固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}	○	○		

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：3号及び4号炉共用

※3：3号及び4号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋，地下構造物及び建屋基礎を除く。

燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第3表 3号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(4/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備 ^{※2}	○	○
		試料分析関係設備 ^{※1}	○	○
		放射線監視設備 ^{※3, 4}	○	○
		個人管理用測定設備及び測定機器 ^{※1}	○	○
		放射線計測器の校正設備 ^{※2}	○	○
	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ	○	○
		廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ ^{※1}	○	○
		焼却設備排ガスモニタ ^{※1}	○	○
		サイトバンカ建屋排気モニタ ^{※1}	○	○
		液体廃棄物処理系排水モニタ ^{※2}	○	○
		気象観測設備 ^{※1}	○	○
		敷地境界付近固定モニタ ^{※1}	○	○
	放射能観測車 ^{※1}	○	○	
原子炉格納施設	原子炉格納容器	原子炉格納容器	○	○
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系	○	○
		ドライウェル内ガス冷却装置	○	○
		格納容器スプレイ冷却系	○	○
		原子炉建屋原子炉棟	○	○
		非常用ガス処理系	○	○
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※1}	○	○
		非常用ディーゼル発電機	○	○
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	○	○
		蓄電池	○	○
	その他の主要な事項	サプレッション・プール水サージタンク ^{※1}	○	○
		原子炉建屋換気空調系	○	○
		タービン建屋換気空調系	○	○
		廃棄物処理建屋換気空調系 ^{※2, 4}	○	○
		使用済燃料輸送容器（キャスク）保管建屋 ^{※1}	○	○

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：3号及び4号炉共用

※3：3号及び4号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋，地下構造物及び建屋基礎を除く。

燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第3表 3号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(5/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
その他主要施設	建物及び構築物	原子炉建屋付属棟	○	○
		タービン建屋	○	○
		コントロール建屋※ ²	○	○
		サービス建屋※ ²	○	○
		廃棄物処理建屋※ ²	○	○
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋※ ²	○	○
		サイトバンカ建屋※ ¹	○	○
	発電所補助系	給水処理設備※ ¹	○	○
		補給水系	○	○
		原子炉補機冷却系	○	○
		タービン補機冷却系	○	○
		廃棄物処理補機冷却系※ ²	○	○
		非常用ディーゼル発電設備冷却系	○	○
		残留熱除去機器冷却系	○	○
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系	○	○
		中央制御室換気空調系	○	○
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋換気空調系	○	○
		サイトバンカ建屋換気空調系※ ¹	○	○
		所内ボイラ※ ¹	○	○
		圧縮空気系	○	○
		試料採取系	○	○
		消火系※ ⁴	○	○

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：3号及び4号炉共用

※3：3号及び4号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋，地下構造物及び建屋基礎を除く。
燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第4表 4号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(1/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	○	○
		ジェット・ポンプ	○	○
		気水分離器	○	○
		蒸気乾燥器	○	○
	燃料体	燃料集合体	○	○
	原子炉容器	原子炉容器（原子炉圧力容器）	○	○
	放射線遮蔽体	原子炉圧力容器周囲のコンクリート壁	○	○
原子炉格納容器外周の壁		○	○	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替機※ ¹	○	○
		原子炉建屋クレーン※ ¹	○	○
		キャスク除染装置※ ¹	○	○
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	○	○
		使用済燃料貯蔵設備※ ¹	○	○
		復水貯蔵タンク	○	○
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系	○	○
		主蒸気系	○	○
		蒸気タービン	○	○
		復水器	○	○
		復水ポンプ	○	○
		復水浄化系	○	○
		給水加熱器	○	○
		給水ポンプ	○	○
		タービン・バイパス系	○	○
		循環水系	○	○
	非常用冷却設備	低圧炉心スプレイ系	○	○
		低圧注水系	○	○
		高圧炉心スプレイ系	○	○
		自動減圧系	○	○
	その他の主要な事項	残留熱除去系	○	○
		原子炉隔離時冷却系	○	○
		原子炉冷却材浄化系	○	○

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：3号及び4号炉共用

※3：3号及び4号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋，地下構造物及び建屋基礎を除く。

燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第4表 4号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(2/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
計測制御システム施設	計装	核計装	○	○
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 冷却材再循環流量, 給水流量, 主蒸気流量, 制御棒駆動水圧等の計測装置)	○	○
	安全保護回路	原子炉停止回路	○	○
		その他の主要な安全保護回路 (安全保護補助回路, 制御棒引抜阻止回路, 警報回路)	○	○
	制御設備	制御材	○	○
		制御材駆動設備	○	○
	非常用制御設備	ほう酸水注入系	○	○
	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	○	○
		冷却材再循環流量制御	○	○
		圧力制御装置	○	○
		選択制御棒そう入機構	○	○
		中央制御室	○	○
		中央制御室外原子炉停止装置	○	○

※1 : 1号, 2号, 3号及び4号炉共用

※2 : 3号及び4号炉共用

※3 : 3号及び4号炉一部共用

※4 : 1号, 2号, 3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋, 地下構造物及び建屋基礎を除く。
燃料集合体は, 再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第4表 4号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(3/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器	○	○
		再結合器	○	○
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	○	○
		主排気筒	○	○
	液体廃棄物の廃棄設備	低電導度廃液系 ^{※4}	○	○
		高電導度廃液系 ^{※4}	○	○
		洗濯廃液系 ^{※1}	○	○
		除染廃液系 ^{※4}	○	○
		シャワ・ドレン系 ^{※3}	○	○
		油ドレン系 ^{※4}	○	○
	固体廃棄物の廃棄設備	使用済樹脂槽 ^{※1}	○	○
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 ^{※1}	○	○
		原子炉冷却材浄化系受けタンク	○	○
		燃料プール冷却浄化系受けタンク	○	○
		復水浄化系沈降分離槽 ^{※2}	○	○
		復水浄化系受けタンク	○	○
		濃縮廃液タンク ^{※1}	○	○
		濃縮洗濯廃液タンク ^{※1}	○	○
		サイトバンカ ^{※1}	○	○
		固化装置 ^{※1}	○	○
		減容装置 ^{※1}	○	○
		減容装置	○	○
	乾燥装置 ^{※1}	○	○	
雑固体廃棄物焼却設備 ^{※1}	○	○		
固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1}	○	○		

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：3号及び4号炉共用

※3：3号及び4号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋，地下構造物及び建屋基礎を除く。

燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第4表 4号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(4/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備 ^{※2}	○	○
		試料分析関係設備 ^{※1}	○	○
		放射線監視設備 ^{※3, 4}	○	○
		個人管理用測定設備及び測定機器 ^{※1}	○	○
		放射線計測器の校正設備 ^{※2}	○	○
	屋外管理用の主要な設備	主排気筒モニタ	○	○
		廃棄物処理建屋換気空調系排気筒モニタ ^{※1}	○	○
		焼却設備排ガスモニタ ^{※1}	○	○
		サイトバンカ建屋排気モニタ ^{※1}	○	○
		液体廃棄物処理系排水モニタ ^{※2}	○	○
		気象観測設備 ^{※1}	○	○
		敷地境界付近固定モニタ ^{※1}	○	○
	放射能観測車 ^{※1}	○	○	
原子炉格納施設	原子炉格納容器	原子炉格納容器	○	○
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系	○	○
		ドライウェル内ガス冷却装置	○	○
		格納容器スプレイ冷却系	○	○
		原子炉建屋原子炉棟	○	○
		非常用ガス処理系	○	○
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 ^{※1}	○	○
		非常用ディーゼル発電機	○	○
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	○	○
		蓄電池	○	○
	その他の主要な事項	サプレッション・プール水サージタンク ^{※1}	○	○
		原子炉建屋換気空調系	○	○
		タービン建屋換気空調系	○	○
		廃棄物処理建屋換気空調系 ^{※2, 4}	○	○
		使用済燃料輸送容器（キャスク）保管建屋 ^{※1}	○	○

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：3号及び4号炉共用

※3：3号及び4号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋，地下構造物及び建屋基礎を除く。

燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。

第4表 4号炉廃止措置対象施設及び解体対象施設
(5/5)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	廃止措置対象施設	解体対象施設
その他主要施設	建物及び構築物	原子炉建屋付属棟	○	○
		タービン建屋	○	○
		コントロール建屋※ ²	○	○
		サービス建屋※ ²	○	○
		廃棄物処理建屋※ ²	○	○
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋※ ²	○	○
		サイトバンカ建屋※ ¹	○	○
	発電所補助系	給水処理設備※ ¹	○	○
		補給水系	○	○
		原子炉補機冷却系	○	○
		タービン補機冷却系	○	○
		廃棄物処理補機冷却系※ ²	○	○
		非常用ディーゼル発電設備冷却系	○	○
		残留熱除去機器冷却系	○	○
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系	○	○
		中央制御室換気空調系	○	○
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋換気空調系	○	○
		サイトバンカ建屋換気空調系※ ¹	○	○
		所内ボイラ※ ¹	○	○
		圧縮空気系	○	○
		試料採取系	○	○
		消火系※ ⁴	○	○

※1：1号，2号，3号及び4号炉共用

※2：3号及び4号炉共用

※3：3号及び4号炉一部共用

※4：1号，2号，3号及び4号炉一部共用

注) 汚染のないことが確認された地下建屋，地下構造物及び建屋基礎を除く。
燃料集合体は，再処理事業者又は加工事業者等へ譲り渡す。